

令和4年第4回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 **開催日時** 令和4年12月14日（水曜日）午後1時10分～午後1時56分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第140号 青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））

議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区））

議案第166号 市道の路線の廃止について

議案第167号 市道の路線の認定について

4 **所管事務の継続審査について**

5 **報告案件**

（1）石江土地地区画整理事業一般保留地について

（2）事故の報告について

（3）特定活性炭談合に伴う損害賠償請求訴訟の提起について

○**出席委員**

委員長 花田明仁

委員 軽米智雅子

副委員長 木村淳司

委員 天内慎也

委員 中田靖人

委員 木下靖

委員 蛭名和子

○**欠席委員**

委員 舘山善也

○**説明のため出席した者の職氏名**

企業局長 鈴木裕司

水道部次長 一戸隆雄

都市整備部長 清水明彦

交通部次長 西村務

水道部長 横内修

都市政策課長 櫻田文明

交通部長 佐々木淳

水道部総務課長 小山内政広

都市整備部理事 佐々木浩文

関係課長等

都市整備部次長 土岐政温

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 木 村 結 衣

○**花田明仁委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

本日は、館山委員が一身上の都合のため、欠席となります。

本日は、改選後初めての委員会でありますので、案件に入る前に、委員の自己紹介及び理事者の紹介をお願いしたいと思います。

初めに、委員長の私から。

委員長を仰せつかりました自民クラブの花田明仁です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**花田明仁委員長** 次に、副委員長から順に自己紹介をお願いします。

○**木村淳司副委員長** 副委員長を仰せつかりました、あおもり令和の会の木村淳司です。よろしくお願いいたします。

○**中田靖人委員** 自民クラブの中田靖人です。よろしくお願いいたします。

○**木下靖委員** 市民クラブの木下靖です。よろしくお願いいたします。

○**蛭名和子委員** 無所属の蛭名和子です。都市建設常任委員、初めてやりますのでよろしくお願いいたします。

○**軽米智雅子委員** 公明党の軽米智雅子でございます。よろしくお願いいたします。

○**天内慎也委員** 共産党会派の天内慎也です。よろしくお願いいたします。

○**花田明仁委員長** 次に、理事者側から本日委員会に出席している部長級以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

初めに、都市整備部、よろしくお願いいたします。

○**清水明彦都市整備部長** 都市整備部長の清水明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、都市整備部の部長級の職員を紹介させていただきます。理事の佐々木浩文でございます。

○**佐々木浩文都市整備部理事** 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○**清水明彦都市整備部長** 以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○**花田明仁委員長** 次に、企業局、よろしくお願いいたします。

○**鈴木裕司企業局長** 水道事業及び自動車運送事業を所管しております、公営企業管理者企業局長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、企業局の部長級の職員を御紹介いたします。水道部長の横内修でございます。

○**横内修水道部長** 横内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**鈴木裕司企業局長** 交通部長の佐々木淳でございます。

○**佐々木淳交通部長** 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○**鈴木裕司企業局長** 以上でございます。

○**花田明仁委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

議案第 140 号「青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** それでは、議案第 140 号「青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料の 1 ページ、2 ページを併せて御覧ください。

初めに、「1 制定理由」ですが、今年度末に予定しております青森駅西口駅前広場の供用に伴い、青森駅西口駅前広場に整備しております自動車駐車場について、当該施設の名称及び位置、供用時間、駐車料金等の必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

続きまして、「2 青森駅西口駐車場の概要」につきまして御説明申し上げます。

本条例の対象となります駐車場は、資料にあります。イメージパース及び平面図において赤色の線で囲んでいる部分であります。

「(1) 利用目的」は、これまでの青森駅西口のふくそうしている自動車交通流の整序を図るため、自動車乗降のための接車機能を備えた駐車場を設置するものであります。

「(2) 名称及び位置」は、名称を青森市青森駅西口駐車場とし、位置は、青森市柳川一丁目 13 番 1 に位置しているものであります。

「(3) 施設概要」としまして、収容台数は、接車ですが 2 台分、駐車ですが 25 台分、バリアフリー用駐車ですが 3 台分の合計 30 台の接車・駐車可能な施設となっております。供用時間につきましては、早朝及び深夜の電車の利用者にも対応が可能となるよう、午前 0 時から午後 12 時までの 24 時間、年中無休としております。また、駐車料金につきましては、最初の 30 分までの駐車は無料、駐車時間が 30 分を超え 1 時間以内の場合は 310 円、駐車時間が 1 時間を超える場合は、1 時間を超えた部分の駐車 30 分までごとに 160 円を加算するとしておりまして、供用時間及び駐車料金は、現在の青森駅東口にあります青森市青森駅前駐車場と同様になっております。

以上が、駐車場の概要であります。

次に、青森市道路附属物自動車駐車場条例の主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

資料の 3 ページを御覧ください。

「① 名称及び位置」として、第 4 条の表で規定しております駐車場の名称及び位置につきまして、これまでは、青森駅東口に設置している駐車場の名称を青森市青森駅前駐車場と規定しておりましたが、西口駐車場の供用が開始されることによりまして、青森駅前に設置する駐車場が東西の 2 か所になることから、駐車場利用者にもスムーズに御利用いただけるよう、現在の名称である青森市青森駅前駐車場を青森市青森駅東口駐車場に改めた上で、西口駐車場の名称及び位置を追加するもの

であります。

「② 供用時間」として、第5条の表で規定しております駐車場の供用時間につきまして、現在の名称を改めた上で、西口駐車場の名称を追加するものであります。

「③ 駐車料金」として、別表第7条関係で規定しております駐車場の駐車料金につきまして、現在の名称を改めた上で、西口駐車場の名称を追加する等、西口駐車場の供用開始に向け所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の一部を改正する条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしており、今年度末の供用開始に向け、鋭意工事を進めているところであります。

最後に、資料4ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明いたしました内容を分かりやすく対比させたものであります。

以上、議案第140号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

御説明につきましては、以上でございます。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第140号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号「公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 議案第143号「公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））」について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

最初に、「1 提案理由」であります。青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、青森地区の市営住宅等22施設を一括管理する指定管理者を指定するため提案するものであります。

なお、「3 指定期間」につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

次に、「4 募集形態」は公募としまして、8月1日から9月6日まで指定管理者募集要項を配付し、8月30日から9月6日まで申請の受付を行っております。その

結果、1者から応募がありましたが、青森市指定管理者選定評価委員会による審査の結果、応募者からの提案額が指定管理者基準額を上回っており、選定基準を満たしていなかったことから選定されなかったものであります。

このため、10月3日から10月14日まで再募集を行った結果、「8 応募団体」に記載のとおり、協同組合タッケン1者から応募がありました。

次に、「9 青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」であります。10月24日に行われたところであります。

それでは、青森市指定管理者選定評価委員会の審査結果につきまして御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

1ページの「2 選定方法」であります。審査項目につきましては、「1 管理運営全般について」は、「a. 管理運営方針」から「d. 財務の健全性」までの4項目について評価することとし、配点は30点。「2 管理について」は、「a. 地元雇用への配慮」から「i. 福祉に関する取組」までの9項目について評価することとし、配点は50点。

2ページに移りまして、「3 運営について」は、「a. 市民の平等な利用を確保するための方針」から「f. 不法行為等への対応」までの6項目について評価することとし、配点は40点。「4 応募団体について」は、市内に本店を有する者であるかを評価することとし、配点は5点。最後に「5 効率性について」は、収支計画ということで、経費の妥当性と経費の縮減等について評価することとし、配点は30点としております。

次に、「(2) 個別項目採点基準」を御覧ください。個別項目の採点基準であります。提案内容が「大変よい」場合は満点、「全く不十分」の場合は0点とし、「普通」の場合は、6点あるいは3点としております。また、「1-d. 財務の健全性」の採点につきましては、①の当期利益及び3ページに移りまして、②の利益剰余金の状況により、資料記載のとおり採点しております。

なお、直近の3事業年度に1度でも債務超過の状態がある団体につきましては応募資格がないものとし、また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合があるとしております。「5 効率性について」の採点につきましては、経費縮減率に基づいて算定した点数に、効率性についての項目を除いた全項目の獲得得点の割合を乗じた点数としております。また、3ページ下段の最低基準点であります。「4 応募団体について」と「5 効率性について」を除き、「1-d. 財務の健全性」の配点のうち50%に当たる点数と、それ以外の項目を全て普通とした点数の合計71点を最低基準点とし、応募団体の得点がこれに満たない場合は失格とすることとしております。

次に、4ページを御覧ください。

「4 審査結果」であります。青森市指定管理者選定評価委員会による審査の

結果、5 ページの表にある合計点に記載のとおり、応募者は 120.89 点を獲得したところであります。再び4 ページに戻りまして、表の摘要欄には、評価の主なポイントを記載しております。抜粋して御説明申し上げますと、「1－a. 管理運営方針」の項目におきましては、施設の設置目的に基づき適正に管理運営していく提案があること、「2－a. 地元雇用への配慮」の項目におきましては、地元雇用率 100%であること、「3－d. 修繕業務の対応」の項目におきましては、修繕の要望があれば当日現地を確認した上で、入居者が安心して生活できるよう迅速に修繕を行う提案があることなどが評価されたところであります。

これらの審査結果を踏まえ、青森市指定管理者選定評価委員会におきまして、協同組合タッケンを指定管理者候補者として選定したものであります。

議案第 143 号についての説明は、以上でございます。何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。木下委員。

**○木下靖委員** すみません、審査結果といいますか、小数点がついているんですが、これは平均ということかと思うんですが、ということは、例えば、審査結果の「1－a. 管理運営方針」で、候補者の点数が 7.67 となっているんですが、この各審査委員の評価というのは、客観的な基準をクリアしているかどうかという話じゃなくて、それぞれの委員の主観的な評価ということでしょうか。

**○花田明仁委員長** 都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 採点方法につきましては、各委員の主観で採点をしていただいております。

〔木下靖委員「はい、分かりました。結構です」と呼ぶ〕

**○花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 143 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 144 号「公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区））」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 議案第 144 号「公の施設の指定管理者の指定について（市



営住宅（浪岡地区）」について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

最初に、「1 提案理由」であります。青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、浪岡地区の市営住宅等6施設を一括管理する指定管理者を指定するため提案するものであります。

なお、「3 指定期間」につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

次に、「4 募集形態」につきましては公募とし、8月1日から9月6日まで指定管理者募集要項を配布し、8月30日から9月6日まで申請の受付を行っております。

その結果、応募者がなかったため、10月3日から10月14日まで再募集を行った結果、「8 応募団体」に記載のとおり、有限会社皆成建設1者から応募がありました。

次に、「9 青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」であります。10月24日に行われたところであります。

それでは、青森市指定管理者選定評価委員会の審査結果につきまして御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

1ページの「2 選定方法」であります。審査項目につきましては、「1 管理運営全般」については、「a. 管理運営方針」から「d. 財務の健全性」までの4項目について評価することとし、配点は30点。「2 管理について」は、「a. 地元雇用への配慮」から「i. 福祉に関する取組」までの9項目について評価することとし、配点は50点。

2ページに移りまして、「3 運営について」は、「a. 市民の平等な利用を確保するための方針」から「f. 不法行為等への対応」までの6項目について評価することとし、配点は40点。「4 応募団体について」は、市内に本店を有する者であるかを評価することとし、配点は5点。最後に「5 効率性について」は、収支計画ということで、経費の妥当性と経費の縮減等について評価することとし、配点は30点としております。

次に、「(2) 個別項目採点基準」を御覧ください。個別項目の採点基準であります。提案内容が「大変よい」場合は満点、「全く不十分」の場合は0点とし、「普通」の場合は、6点あるいは3点としております。また、「1-d. 財務の健全性」の採点につきましては、①の当期利益及び3ページに移りまして、②の利益剰余金の状況により、資料記載のとおり採点しております。

なお、直近の3事業年度に1度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合があるとしております。「5 効率性について」の採点

につきましては、経費縮減率に基づいて算定した点数に、効率性についての項目を除いた全項目の獲得点数の割合を乗じた点数としております。また、3ページ下段の最低基準点であります、「4 応募団体について」と「5 効率性について」を除き、「1-d. 財務の健全性」の配点のうち50%に当たる点数と、それ以外の項目をすべて普通とした点数の合計71点を最低基準点とし、応募団体の得点がこれに満たない場合は失格とすることとしております。

次に、4ページを御覧ください。

「4 審査結果」であります。青森市指定管理者選定評価委員会による審査の結果、5ページの表にある合計点に記載のとおり、応募者は119.14点を獲得したところであります。再び4ページに戻りまして、表の摘要欄には、評価の主なポイントを記載しております。抜粋して御説明申し上げますと、「1-a. 管理運営方針」の項目におきましては、施設の設置目的に基づき適正に管理運営していく提案があること、「2-a. 地元雇用への配慮」の項目におきましては、地元雇用率100%であること、「3-d. 修繕業務の対応」の項目においては、修繕の要望があれば当日現地を確認した上で、入居者が安心して生活できるよう迅速に修繕を行う提案があることなどが評価されたところであります。

これらの審査結果を踏まえ、青森市指定管理者選定評価委員会におきまして、有限会社皆成建設を指定管理者候補者として選定したものであります。

議案第144号についての説明は以上でございます。何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

**○天内慎也委員** 今の浪岡の市営住宅の説明では、1回目の募集が10月3日から10月24日まで募集したけどもなかったと。再募集したら、皆成建設が手を挙げて、そして、審査して決まったという説明でしたけれども、先ほどの青森の市営住宅も似てるんですが、1回目に基準額を上回っていたって説明がありまして、再募集で協同組合タツケンの応募があったから決まったということなんですけれども、要するに応募者との金額の折り合いがついたから、決まったという認識でいいかどうかということですか。

**○花田明仁委員長** 都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 浪岡の件につきましては、1回目で、応募者がいなかったというところで、現在の指定管理者に運営の状況について聞き取りを行ったところ、外部の委託料が上昇しており、運営が厳しいという状況が聞きましたので、それをもとに、基準額の見直しを行って再募集をかけました。

その結果、1者、皆成建設から応募があり、審査を行ったという流れであります。

**○花田明仁委員長** 天内委員。

**○天内慎也委員** 指定管理については市営住宅に限らず、ほかのところもお金が安くてやっていけないと。そういう声もありましたので、その応募者の希望に沿ったのであれば、それはそれでいいかなと。あと、審査項目も、ちゃんと遵守するようにということを要望して終わります。

**○花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 144 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 166 号「市道の路線の廃止について」及び 議案第 167 号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから、一括議題とし、採決につきましても一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査及び採決につきましては、一括で審査・採決することに決しました。

**○花田明仁委員長** 両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

**○佐々木浩文都市整備部理事** 議案第 166 号「市道の路線の廃止について」及び議案第 167 号「市道の路線の認定について」は、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的について御説明申し上げます。路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものでありまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないとされております。また、認定した路線につきましては、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができることとされ、この場合におきましても、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元の資料に基づきまして、順次御説明申し上げます。まず、市道の路線の廃止について、資料 1 の 1 ページを御覧ください。

今回、廃止しようとする路線は 6 路線で、延長が 428.7 メートル、面積が 3066 平方メートルとなっております。これらの廃止の理由につきましては、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などに

より、既存の路線の延長が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として再認定しようとするものであります。

廃止理由の内訳としましては、寄附があり路線を延長するために一旦廃止するものが3路線、帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが2路線、その他として、現地調査等により道路用地の境界が明確になった道路を新たに認定するために一旦廃止するものが1路線となっております。2ページ目以降は、廃止しようとする路線図を添付しております。廃止しようとする路線は黒で、また、参考として認定しようとする路線は赤で表示しております。

それでは、今回廃止しようとする6路線のうち、代表的な路線を抜粋して御説明申し上げます。資料1の2ページの廃止路線図1を御覧ください。

黒字表記の既存の市道A1-67新田67号線を一旦廃止し、開発行為により建設された道路が市に帰属されたため、赤字表記のA1-73新田73号線として再認定しようとするものであります。

次に、資料1の7ページの廃止路線図6を御覧ください。

黒字表記の既存の市道2200山下7号線を一旦廃止し、現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を含め、赤字表記の2205篠原田ノ沢線として再認定しようとするものであります。

次に、市道の路線の認定について、資料2の1ページを御覧ください。

今回、認定しようとする路線は21路線で、延長が2933.8メートル、面積が1万9522平方メートルとなっております。これら21路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定理由の内訳としましては、寄附によるものが8路線、開発行為に伴う帰属によるものが7路線、その他として、現地調査等により道路用地境界が明確になった道路を新たに認定するものが6路線となっております。2ページ目以降は、認定しようとする路線図を添付しており、認定しようとする新路線を赤で、また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

それでは、今回認定しようとする21路線のうち、代表的な路線を抜粋して御説明申し上げます。資料2の4ページの認定路線図3を御覧ください。

当該路線は、私道を寄附採納したため、E13-57石江岡部57号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の6ページの認定路線図5を御覧ください。

当該路線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため、F1-73三内沢部73号線として認定しようとするものであります。

以上、議案第166号「市道の路線の廃止について」及び議案第167号「市道の路線の認定について」、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

**○花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 議案第 167 号の市道の路線の認定についてですが、ちょっと教えていただきたいんですが、例えば、N o 7、筒井 110 号線なんですけれども、そもそも寄附するというのは市から働きかけをやられている結果なんですか。それと、このエリアは、私道が多いと聞いておまして、例えば、同じ所有者がこの一部分だけ今回寄附するという事なのか、教えてください。

**○花田明仁委員長** 都市整備部理事。

**○佐々木浩文都市整備部理事** まず私道の寄附に関しましてですが、当然ながら、市道の認定をするためには、起・終点がしっかり明確であること、それから境界がはっきりしていること、それと道路幅員につきまして基準を満たしていること。そういった条件の中で、私道として、いわゆる個人の方が所有している場合、法人が所有している場合と様々ありますけれども、簡単に言いますと、相続が発生して、もう管理ができないという場合は、御本人からの申出で寄附を受ける場合もあります。

逆に、私道は、穴ぼこがいっぱい補修が遅れる場合もありまして、そういった場合は市から、所有者を探し出しまして、働きかけて寄附をお願いするという場合の、大きく言えば 2 つのパターンがあると御理解いただければと思います。

**○花田明仁委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 大変よく分かりました。

もう 1 点、この筒井のエリアについては、ここの所有者は、法人の一部か、個人——法人とすればまた引き続き、新たに寄附していただけるのかなという思いがあるんですけども、もし教えていただけるのであれば。

**○花田明仁委員長** 都市整備部理事。

**○佐々木浩文都市整備部理事** 筒井のエリアは、法人も個人も実はいっぱいありまして、特に、過去に不動産事業をやっていた方が廃業されてしまった場合とかが結構ありまして、私どもとしても、寄附の要件は満たしているものの、まだ私道のままだという場合があります。御協力をお願いする形で働きかけはしているというふうな状況であります。

**○花田明仁委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 今回のは、個人か——よろしいです。分かりました。ありがとうございました。

**○花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決は一括で行います。

議案第 166 号及び議案第 167 号については、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 166 号及び議案第 167 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○花田明仁委員長** 以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○花田明仁委員長** 次に、本委員会の「所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、閉会中も他都市の先進事例の調査等を行えるよう議決するものであります。

**○花田明仁委員長** お諮りいたします。

配付しております、「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

**○花田明仁委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「石江土地区画整理事業 一般保留地について」報告を求めます。都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 石江土地区画整理事業一般保留地につき、去る 11 月 30 日に事業決定しましたので御報告いたします。

お手元の資料 1 「石江土地区画整理事業一般保留地について」を御覧ください。黄色の斜線部、区画番号⑨-2 の一般保留地について 10 月 14 日に事業提案がありました。

資料 2 「事業提案概要(区画番号⑨-2)」を御覧ください。

「1 事業提案者」は、青森市に本社を置く社会福祉法人ゆきわり会であります。

なお、同法人は、令和元年 11 月に隣接する敷地を購入し、生活介護事業所を建設・運営しております。

「2 申請区画(⑨-2)」の敷地面積は 2301.33 平方メートル、販売予定価格は 2 億 2391 万 9409 円で、一般保留地の販売及び都市拠点の形成促進を図る目的として、市から当該事業者へ 7613 万 2000 円を助成することとしております。

「3 事業提案内容」は、首都圏からの知的障害者を受け入れるための生活介護

事業所を建設・運営するものであります。当該施設の1階南側には、どなたでも通り抜け可能な地域交流プロムナードが設置され、施設利用者や地域住民の方々などの絵画等の作品を展示するギャラリーや休憩スペースが設けられており、また、新型コロナウイルス感染症が沈静化した際は、同プロムナードに青森市内の障害者施設で作られた食品や物品の販売コーナーを設置することや、屋内運動場の一般開放も検討されており、地域交流の場としての機能も兼ね備えた内容となっております。

「4 施設計画」ですが、構造は鉄筋コンクリート造4階建て、建築面積、延床面積は記載のとおりで、総事業費は14億8392万円となっております。

「5 事業スケジュール」ですが、令和5年4月から設計を行い、令和6年7月から建設工事に着手し、令和8年4月の営業開始の予定となっております。

本提案事業につきましては、11月8日に、不動産鑑定士、建築士、青森市開発審査会会長などで構成する意見聴取会において、提案内容の妥当性・適格性について御意見をいただき、その御意見をもって、11月22日、副市長を委員長とした庁内関係部長で構成する「石江土地区画整理事業一般保留地処分審査会」の審査を経て、11月30日に事業決定をしたところであります。なお、今回の事業決定により、石江土地区画整理事業一般保留地は、全て売却されることとなります。

報告は以上です。

**○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

**○花田明仁委員長** 次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○佐々木浩文都市整備部理事** 市道の破損に起因して発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和4年10月16日午後8時頃に、問屋町二丁目の市道中央卸売市場1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側後輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受け、道路維持課の職員がパトロールの上、応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見、早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

○花田明仁委員長 次に、「特定活性炭談合に伴う損害賠償請求訴訟の提起について」報告を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 特定活性炭談合に伴う損害賠償請求訴訟の提起について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

令和元年11月22日、公正取引委員会から、特定活性炭の販売業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為、いわゆる独占禁止法の規定に違反する談合を行っていたとして、違反業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことが公表されました。

これを受け、企業局水道部においては、平成27年度及び平成28年度に堤川浄水場で使用した活性炭に係る供給契約の締結に際して、この違反行為が行われたものとし、当該活性炭の供給に関わった違反業者に対して損害賠償請求を行いました。相手方から当該請求に対する履行、損害賠償金の支払いがなかったことから、関係法令の規定、弁護士からの助言などを踏まえ、損害賠償請求訴訟を提起することといたしました。

「1 訴訟の相手方」は、平成27年度分については、この違反行為において主導的な役割を担っていた本町化学工業株式会社及び本市が実際に活性炭の供給を受けた水ing株式会社の2者、平成28年度分として、同様に本町化学工業株式会社及び本市が実際に活性炭の供給を受けた株式会社クラレの2者を予定しております。

「2 請求の内容」ですが、「(1) 請求額」は、平成27年度分が、損害額元本として、違反行為により形成された落札価格と違反行為がなかったと想定した場合の価格との差額に納入量を乗じて算定した額1157万7654円を、弁護士費用相当額として、損害額元本の10%相当額115万7765円を、遅延損害金として、供給契約に基づき実際に支払を行った日の翌日から損害賠償金が納付される日までの期間にかかる損害額に年5%を乗じた額を、また、平成28年度分についても同様に、損害額元本として、34万2723円、弁護士費用相当額として、3万4272円及び遅延損害金を請求する予定としています。

「(2) 請求の根拠」ですが、民法第709条、不法行為による損害賠償、民法第719条、共同不法行為者の責任を根拠としております。

「3 訴訟の提起日」であります。今定例会に提案しております補正予算案に、この訴訟費用について債務負担行為を設定していることから、当該補正予算案について御議決いただいた後、弁護士と訴訟委任契約を締結することとしており、訴訟の提起日は、令和5年1月下旬を見込んでおります。

なお、参考といたしまして、今回の違反行為の概要と違反業者の一覧の資料を添



付しております。

報告は以上でございます。

**○花田明仁委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

**○花田明仁委員長** また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○花田明仁委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )